

入居予定住宅に関する状況通知書

- 1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
- 2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、実施主体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
- 3. 住宅手当の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、〇〇区役所(本庁)、〇〇事務所及び〇〇社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

(実施主体の長) 様 平成 年 月 日

不動産媒介業者等
 (商号又は名称)
 (代表者名) 印
 (所在地) 〒
 (免許証番号)
 (担当者等) 氏名 所属
 電話番号
 ※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。
 ※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

住宅手当緊急特別措置事業実施要領 15 (4) ①から⑨に該当する「暴力団員等 (暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者) と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考) 住宅手当緊急特別措置事業実施要領 (抄)

15(4) 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。) と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居 (予定) 住宅に関する状況通知書 (様式2号)、 (様式2-2号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居 (予定) 住宅に関する状況通知書 (様式2号)、 (様式2-2号)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者 (以下、「役員等」という。) のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用しておそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

※総合支援資金運営要領においても同内容の規程があります。

入居予定者

氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
同居状況	単身・複数

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	平成 年 月 日 (平成 年 月 日までの 月 日間)

- ※1 家賃については、当該実施主体が定める住宅手当基準額以下の住宅であること (限度額: 円)。
住宅手当支給額は収入に応じた額となります。
- ※2 共益費・管理費は住宅手当の対象になりませんので、家賃には含めずに記載してください。
- ※3 定期借家契約(定期賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の () 内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、実施主体が官公署から情報を求めることを同意します。

(実施主体の長) 様
平成 年 月 日

不動産媒介業者等
 ..(商号又は名称).....
 ..(代表者名)..... 印
 ..(所在地) 〒.....
 ..(担当者等) 氏名..... 所属.....
電話番号.....

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

住宅手当緊急特別措置事業実施要領 15 (4) ①から⑨に該当する「暴力団員等 (暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者) と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考) 住宅手当緊急特別措置事業実施要領 (抄)

15(4) 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。) と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居 (予定) 住宅に関する状況通知書 (様式2号)、(様式2-2号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居 (予定) 住宅に関する状況通知書 (様式2号)、(様式2-2号)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者 (以下、「役員等」という。) のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

入居者

氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
同居状況	単身・複数
入居開始年月日	昭和・平成 年 月 日

住宅手当緊急特別措置事業実施要領

1 目的

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

2 用語の定義

- (1) この要領において「主たる生計維持者」とは、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持する者をいう。
- (2) この要領において「常用就職」とは、雇用契約において、期間の定めがない、又は6箇月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- (3) この要領において「住宅手当基準額」とは、世帯人員数及び地域に応じて厚生労働大臣が各自治体ごとに定める生活保護の住宅扶助の特別基準額に準拠した額をいう。
- (4) この要領において「家賃額」とは、支給対象者が賃借する住宅の一月当たりの家賃額をいう。ただし、上記(3)の住宅手当基準額を上限とする。
- (5) この要領において「雇用施策による貸付け等」とは、国の住居等困窮離職者に対する雇用施策による貸付け又は給付（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等）をいう。
- (6) この要領において「不動産媒介業者等」とは、不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。

4 事業内容

本事業の支給対象者の申請に基づき、住宅手当を支給するとともに、原則として、住宅確保・就労支援員（以下「支援員」という。）を設置し、就労支援等を実施する。

5 支給対象者

- (1) 支給申請時に、次の①～⑧のいずれにも該当する者とする。

要件	留意事項
① 平成19年10月1日以降に離職したこと	・離職時の雇用形態、離職理由は問わない。 ・今後離職する場合であっても、⑤ただし書きにより、「離職」を理由として対象となった場合は、申

	請があった時点で離職したものとみなし、対象とする。								
② 離職前に、主たる生計維持者であったこと	・離職前においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。								
③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所への求職申込みを行うこと又は現に行っていること									
④ 住宅を喪失していること又は喪失するおそれがあること	・申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが、当該申請者が居住可能な住宅を所有していないこと。								
⑤ 申請日の属する月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が次に定める収入基準額であること	・申請日の属する月の収入が確実に推計できるときはその額によることとし、変動があるときは、収入の確定している直近3箇月間の収入額の平均に基づいて、それぞれ適正に算定する。 ・失業等給付、児童扶養手当等各種手当、年金等については収入として算定する。 ・借入金については収入として算定しない。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(月收入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>8.4万円に家賃額を加算した額未満</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>17.2万円以内</td> </tr> <tr> <td>3人以上世帯</td> <td>17.2万円に家賃額を加算した額未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、申請日の属する月の収入が上記収入基準額を超えている場合であっても、離職、失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策による支援の終了等により申請日の属する月の翌月から上記の収入基準額に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、対象とする</p>	区分	金額(月收入)	単身世帯	8.4万円に家賃額を加算した額未満	2人世帯	17.2万円以内	3人以上世帯	17.2万円に家賃額を加算した額未満	
区分	金額(月收入)								
単身世帯	8.4万円に家賃額を加算した額未満								
2人世帯	17.2万円以内								
3人以上世帯	17.2万円に家賃額を加算した額未満								
⑥ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>複数世帯</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	単身世帯	50万円	複数世帯	100万円			
区 分	金 額								
単身世帯	50万円								
複数世帯	100万円								

<p>⑦ 雇用施策による貸付け等及び地方自治体等が実施する住居等困窮離職者に対する類似の貸付け又は給付を、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が受けていないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本手当は、左記貸付け・給付制度等と同時に利用することができない。 ・左記貸付け・給付制度等が終了した後、なお支援が必要な場合は、本手当の支給を受けることができる。
<p>⑧ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと</p>	

(2) 支給対象者は、支給期間中に、常用就職に向けた就職活動を行うこと。

具体的には、次の①から③までの活動を行うこと。

- ① 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
- ② 毎月2回以上、各地方自治体の支援員等による面接等の支援を受けること
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること

6 支給額、支給期間等

(1) 支給額

① 支給額

月ごとに家賃額を支給する。

ただし、単身世帯において、月の収入が8.4万円を超え、8.4万円に家賃額を加算した額未満の者及び3人以上世帯において、月の収入が17.2万円を超え、17.2万円に家賃額を加算した額未満の者については、次に掲げる数式により算出される金額を支給する。

(単身世帯)

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の収入} - 8.4 \text{万円})$$

(3人以上世帯)

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の収入} - 17.2 \text{万円})$$

② 支給額の調整

支給額に100円未満の端数が生じたとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げるものとする。

(2) 支給期間

① 支給期間

6箇月間を限度とする。

② 支給期間の延長

5(2)に規定する就職活動を誠実に継続していた場合には、申請により、さらに3箇月を限度に支給期間を延長することができる。ただし、5(1)に定める支給要件に該当している者に限る。

③ 支給開始月

新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。現に住宅を賃借している者にあつては、支給申請日の属する月以降の家賃相当分から支給を開始する。

(3) 支給方法

実施主体から、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込むものとする。

(4) その他

新規に住宅を賃借する者にあつては、入居する住宅は住宅手当基準額以下の家賃のものに限る。

7 事業の実施

本事業は、新規に住宅を賃借する者にあつては、新たな居住地を所管区域とする実施主体が、現に住宅を賃借している者にあつては、現居住地を所管区域とする実施主体が実施する。

8 関係機関との連携

本事業を円滑に実施するために、実施主体は、支給対象者の状況等について情報共有するなど、公共職業安定所、社会福祉協議会等関係機関との連携を緊密に行うものとする。

9 支給手続等

I 住宅を喪失している者の場合

(1) 面接相談等

① 相談者に対して、本事業の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策や社会福祉協議会による貸付け事業等の関係事業の概要を説明する。

必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言する。

② 支給希望者に対して、支給対象者の要件、手続の流れ等を説明する。

(2) 支給申請の受付

① 支給希望者に対して、「住宅手当支給申請書（様式1号）」への必要事項の記載等を助言する。

② 支給希望者は、申請書に証拠書類等を添えて、実施主体の窓口へ提出する。

③ 下記に定める本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付ける。証拠書類等が整っていない場合には、必要書類の追加提出を指示する。

④ 提出された「住宅手当支給申請書（様式1号）」に受付印を押印し、申請者にその写しを交付するとともに、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2号）」の用紙を配布する。

(3) 証拠書類等

申請者が提出する証拠書類等は次のとおりである。

① 本人確認書類

次の本人確認書類のいずれか

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等の写し

② 離職関係書類

平成19年10月1日以降に離職した者であることが確認できる書類の写し

③ 収入関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

④ 預貯金関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

(4) 公共職業安定所への求職申込み及び雇用施策による貸付け等利用状況の確認

① 公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対し、申込みを指示する。

② 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた、求職申込みをしていること及び雇用施策による貸付け等を利用していないことを証明する書類に求職受付票の写しを添付し、実施主体に提出する。

(5) 入居住宅の確保

① 支給申請者は、不動産媒介業者等に(2)④で交付された「住宅手当支給申請書(様式1号)」の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、本手当の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。

② 不動産媒介業者等は、支給申請者の入居希望の住宅が確定した後に、支給申請者が持参した「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2号)」に必要事項を記載して、申請者に交付する。

③ 申請者は、交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2号)」を実施主体に提出する。

④ なお、本制度の円滑な運用にあたっては、不動産媒介業者等の理解と協力が必要である。実施主体は、不動産媒介業者関係団体等を通じて、制度の周知及び協力依頼を行うとともに、支給申請者に対して、不動産媒介業者名簿等の情報提供を行うものとする。

(6) 審査

① 提出された申請書、証拠書類及び追加提出書類に基づき、支給申請の審査を行う。

② 審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、「住宅手当支給対象者証明書(様式3号)」を交付する。

あわせて、「住宅確保報告書(様式5号)」の用紙を配布する。

③ なお、審査の結果、本手当の支給が認められないと判断された申請者に対しては、「住宅手当不支給通知書(様式4号)」を交付する。

(7) 住宅の賃貸借契約の締結

支給申請者は、(5)②で「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2号)」の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、(6)②で交付された「住宅手当支給対象者証明書(様式3号)」を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。

(8) 支給決定等

① 支給申請者は、住宅入居後7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、「住宅確保報告書(様式5号)」を実施主体に提出する。

- ② 「住宅確保報告書（様式5号）」の提出を受けた後、支給決定を行い、申請者に「住宅手当支給決定通知書（様式7号）」を交付する。
あわせて、「常用就職届（様式6号）」の用紙を配布する。
- ③ 必要に応じて住宅を訪問し、居住の実態を確認するものとする。

Ⅱ 住宅を喪失するおそれのある者の場合

(1) 面接相談等

- ① 相談者に対して、本事業の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策や社会福祉協議会による貸付け事業等の関係事業の概要を説明する。
必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言する。
- ② 支給希望者に対して、支給対象者の要件、手続の流れ等を説明する。

(2) 支給申請の受付

- ① 支給希望者に対して、「住宅手当支給申請書（様式1号）」への必要事項の記載等を助言する。
- ② 支給希望者は、申請書に証拠書類等を添えて、実施主体の窓口提出する。
- ③ 下記に定める本人確認書類を確認の上、不適正支給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付ける。証拠書類等が整っていない場合には、必要書類の追加提出を指示する。
- ④ 提出された「住宅手当支給申請書（様式1号）」に受付印を押印し、申請者にその写しを交付するとともに、「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2号）」の用紙を配布する。

(3) 証拠書類等

申請者が提出する証拠書類等は次のとおりである。

- ① 本人確認書類
次の本人確認書類のいずれか
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等の写し
- ② 離職関係書類
平成19年10月1日以降に離職した者であることが確認できる書類の写し
- ③ 収入関係書類
申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- ④ 預貯金関係書類
申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

(4) 公共職業安定所への求職申込み及び雇用施策による貸付け等利用状況の確認

- ① 公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対し、申込みを指示する。
- ② 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた、求職申込みをしていること及び雇用施策による貸付け等を利用していないことを証明する書類に求職受付票の写しを添付し、実施主体に提出する。

(5) 入居住宅の貸主等との調整

- ① 支給申請者は、入居住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者に対し、(2)④で交付された「住宅手当支給申請書（様式1号）」の写しを提示して、必要事項を

記載した「入居住宅に関する状況通知書（様式 2-2 号）」の交付を受ける。

- ② 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書（様式 2-2 号）」を実施主体に提出する。

(6) 審査

提出された申請書、証拠書類及び追加提出書類に基づき、支給申請の審査を行う。

(7) 支給決定等

- ① 支給決定を行い、申請者に「住宅手当支給決定通知書（様式 7 号）」を交付する。
あわせて、「常用就職届（様式 6 号）」を交付する。
- ② 審査の結果、本手当の支給が認められないと判断された申請者に対しては、「住宅手当不支給通知書（様式 4 号）」を交付する。
- ③ 必要に応じて住宅を訪問し、居住の実態を確認するものとする。

10 支給額の変更

(1) 支給額の変更

原則として、本手当受給期間中の支給額の変更は行わないが、下記の場合に限り、受給者から変更申請があった場合、支給額の変更を行う。

- ① 住宅手当支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ② 6 (1)①のただし書きにより一部支給が行われている場合において、本手当を受給している期間中に収入が減少した結果、単身世帯であれば 8.4 万円以下、3 人以上世帯であれば 17.2 万円以下に至った場合

(2) 手続等

支給額の変更は住宅手当基準額範囲内で行うこととし、実施主体は、変更申請者に対し「住宅手当支給変更申請書（様式 1-3 号）」を提出させ、「住宅手当支給変更決定通知書（様式 7-2 号）」を交付した上で、支給額を変更する。

11 支給の停止

(1) 支給の停止

本手当の受給中に、訓練・生活支援給付を受給することとなった場合には、本手当の支給を停止し、訓練・生活支援給付の終了後、受給者本人から希望があれば、本手当の支給を再開する（ただし、通算支給期間は 6 (2)①及び②のとおりとする。）。

(2) 手続等

- ① 訓練・生活支援給付が決定した受給者は、実施主体に対して「住宅手当支給停止届（様式 9 号）」を提出する。
- ② 実施主体は、当該受給者に対して「住宅手当停止通知書（様式 9-2 号）」を交付する。
- ③ 住宅手当の支給の再開を希望する受給者は、訓練修了時まで「住宅手当支給再開届（様式 9-3 号）」を実施主体に提出する。
- ④ 実施主体は、当該受給者に対して「住宅手当支給再開通知書（様式 9-4 号）」を交付する。

12 常用就職及び就労収入の報告

(1) 常用就職の報告

支給決定後、就職した場合には、受給者は「常用就職届（様式6号）」を実施主体に対し提出する。

(2) 就労収入の報告

上記(1)による報告を行った者は、報告を行った月以降、実施主体に対し収入額を確認することができる書類を、毎月提出する。

13 支給の中止

- (1) 支給決定後、5(2)による就職活動を怠る者については、原則として就職活動等を怠った月の翌月の家賃相当分から本手当の支給を中止することができる。
- (2) 住宅手当受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む）し、就労に伴い得られた収入が中止基準額（単身世帯の場合は8.4万円、2人以上の複数世帯の場合は17.2万円に住宅手当基準額を加えた額）を超える者については、中止基準額を超える収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止する。
- (3) 支給決定後、住宅の貸主の責によらずに住宅から退去した者については、原則として退居した日の属する月の翌月の家賃相当分から本手当の支給を中止する。
- (4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった者については、直ちに本手当の支給を中止する。
- (5) 支給決定後、住宅手当受給者又は住宅手当受給者と生計を一とする同居の親族が暴力団員と判明した場合は、直ちに本手当の支給を中止する。
- (6) 本手当の支給を中止した場合には、対象者に対して、「住宅手当支給中止通知書（様式8号）」を交付する。

14 不適正受給者への対応

本手当の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、受給者は既に支給された手当の全額又は一部について返還する義務を負うものとする。

15 その他

- (1) 6箇月の手当支給期間が翌年度予算にまたがる場合の取扱い
実施主体は、「住宅手当支給申請書（新年度継続用）（様式1-2号）」を翌年度の最初の日に申請させ、翌年度に支給する手当に係る「住宅手当支給決定通知書（様式7号）」を交付する。
- (2) 支給期間を延長する際の取扱い
6(2)②により、支給期間を延長する際は、6箇月の手当支給期間の最終の月（以下、「最終の月」という。）の末日（「13」により中止される場合を除く）までに「住宅手当支給申請書（期間延長用）（様式1-4号）」を申請させ、当該者の5(2)による就職活動を誠実にやっているかどうか、5(1)に定める支給要件に該当しているかどうかを勘案の上、6(2)②による延長の要件を満たすと判断（以下、「延長の判断」という。）された者に対して「住宅手当支給決定通知書（様式7-3号）」を交付する。ただし、最終の月が年度の最終月にあたる場合は翌年度の最初の月の初日に、申請させ、延長の判断を行うものとする。
また、延長する期間が2ヵ年度にまたがる場合は、上記(1)の手続を準用し、それぞ

れ各年度分の支給決定を行うこととする。

(3) 再支給

本手当の支給を受けて常用就職した後に、新たに離職（自己都合を理由とする離職を除く。）したことにより、5の各項に規定する支給対象者の要件に該当する者については、6に規定する支給額、支給期間等により、本手当を再支給することができるものとする。

6や9などの関連規定は、再支給の支給額、支給期間、支給手続等について準用する。

(4) 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2号）、（様式2－2号）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2号）、（様式2－2号）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

- (5) 本手当の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対する手当の振込を中止する。